

乙訓地域

循環型社会形成推進地域計画

(第二期)

平成25年12月
(第1回変更: 平成28年3月)

向日市、長岡京市、大山崎町
乙訓環境衛生組合

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3 施策の内容	8
4 計画のフォローアップと事後評価	17

添付資料

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	19
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	21
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	22
参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）	23
参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）	24
別添 1 トレンドグラフ	25
別添 2 地域内の処理施設の現況と予定（位置図）	28
別添 3 現有施設の概要	29
別添 4 ごみ分別表	31
別添 5 生活排水処理 トレンドグラフ	33
別添 6 浄化槽計画地域内の状況	35

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名 : 向日市、長岡京市、大山崎町

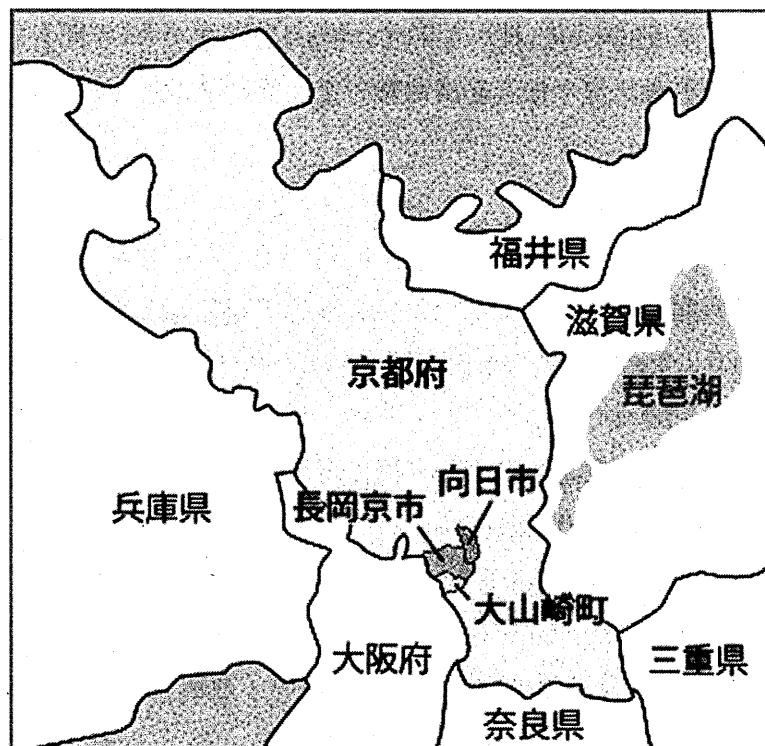
面 積 : 32.86km²

人 口 : 149,556人(平成25年4月1日：住民基本台帳(外国人含む))

150,245人(平成27年4月1日：住民基本台帳(外国人含む))

表 1 地域の面積及び人口

項目	単位	向日市	長岡京市	大山崎町	合計
面積	km ²	7.72	19.17	5.97	32.86
人口	人	54,180	79,997	15,379	149,556



対象地域の地図

〈乙訓環境衛生組合の概要〉

乙訓地域は、京都府南西部に位置し、周辺には桂川、木津川、宇治川が流れ三川合流による淀川の起点に位置し、管内は京阪神地区のベットタウンとして繁栄する一方、筍の産地であることなど、都市と農村が調和した地域となっている。

乙訓環境衛生組合(以下「組合」という。)は、昭和39年6月に当時の向日町、長岡町及び大山崎村の二町一村が共同して廃棄物の処理及び最終処分を効率的に行うことを目的に設立され、乙訓地域の住民が日常生活等により排出する一般廃棄物の処理を行うことにより、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るとともに、住民参加によるリサイクル工房の運営や広報紙の発行、ホームページの開設など、廃棄物の減量、再生利用から地球温暖化防止に至るまで、地球環境の保全に関する幅広い広報啓発事業を実践している。

(2) 計画期間

本計画は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

家庭系一般廃棄物については、分別収集の徹底などにより若干ながら減少傾向を示しており、今後も分別収集の徹底、資源ごみのリサイクルを継続して実施し、ごみの減量化を図っていくこととする。

また、事業系一般廃棄物については、増減はあるものの横ばい傾向にあり、更なる排出抑制等の指導の徹底を図っていくこととする。

粗大ごみ、資源物の中間処理は、平成10年3月に竣工したリサイクルプラザ、平成13年3月に竣工したプラプラザ(その他プラ減容施設)に加え、平成23年4月に竣工したPETボトル圧縮梱包施設において、破碎・選別・圧縮等の中間処理により、資源化の推進を図っている。

可燃ごみの中間処理は、平成7年3月に竣工したごみ焼却施設1、2号炉(75t×2炉)、平成14年3月に竣工したごみ焼却施設3号炉(75t×1炉)で焼却処理を行っているが、前者は平成25年現在で稼働19年目、後者は稼働12年目を迎えており、両施設とも長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図り継続的な施設の使用を目指していく。

なお、3号炉については、ごみ焼却に伴い生じた熱エネルギーを有効活用した「ご

み発電」により発電した電力を、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの動力、照明等の一部として活用するとともに、余剰電力については電力会社に売却している。

今後は、焼却施設の基幹的設備の改良により、二酸化炭素の排出を抑制し発電効率の向上を図るものとする。

生活排水については、公共下水道事業計画区域外地域において公共用水域の水質汚濁を防止し、住民の生活環境の改善を促進するため合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化について

循環型社会の構築、ダイオキシン類対策、高度な環境保全対策の必要性等、ごみ処理の適正化を推進するにあたり、平成11年3月に策定された「京都府ごみ処理広域化計画」において、関係市町全体で「乙訓地域」としての位置付けがされていることから、既存施設の耐用年数、今後のごみ処理技術の進展、地域の状況変化等を考慮しつつ、ごみ処理の適正化に向け、乙訓地域が一体となって推進する。

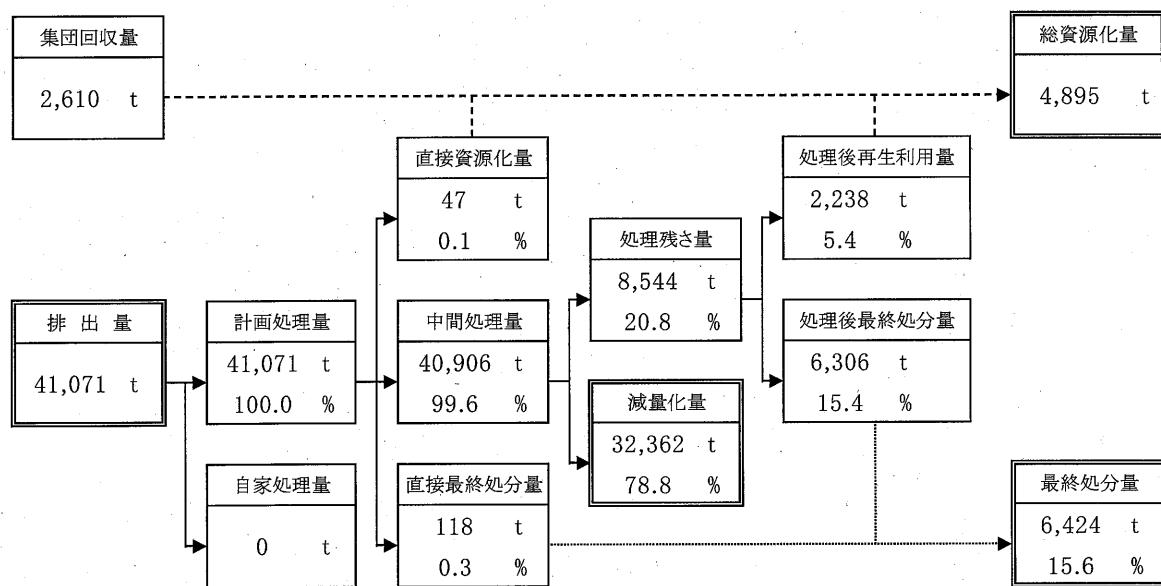
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成24年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。総排出量は、集団回収量も含め、43,681トンであり、再生利用される「総資源化量」は4,895トン、リサイクル率($= (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量})$)は11.2%である。

中間処理による減量化量は32,362トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね8割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約15.6%に当たる6,424トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は38,374トンである。各焼却施設では、焼却時に発生する熱源を場内の給湯に活用し、さらに3号炉では、その熱源を利用した「ごみ発電」により発電し、その電力をごみ焼却施設及びリサイクルプラザへ供給している。また、軽負荷となる夜間においては、余剰電力を電力会社に売却している。



※1 総排出量=集団回収量+排出量

※2 中間処理量=焼却量+資源化処理量+粗大ごみ処理量

※3 総資源化量4,895 tには、適正な処理が困難なものとして管理者が指定した(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき指定されたものを除く。) 22.2 t を含む。

※4 集団回収量は、関係市町が把握している集団回収量及び拠点回収量。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 24 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成24年度の生活排水の処理状況及び、し尿・汚泥の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で149,806人であり、水洗化人口は、147,203人、汚水衛生処理率98.3%である。

し尿発生量は1,194.93kl/年、浄化槽汚泥発生量は、998.93kl/年であり、処理・処分料（＝収集・運搬料）は2,193.86kl/年である。

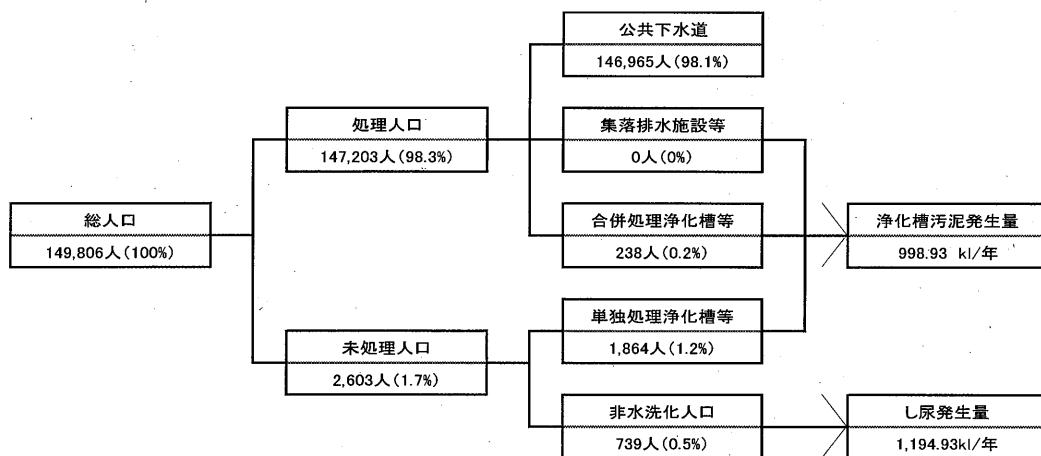


図 2 生活排水の処理状況フロー(平成24年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、分別収集の徹底、集団・拠点回収への協力要請及び事業系一般廃棄物の減量等の指導など、廃棄物の減量化等による循環型社会の実現に向け、表2のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現状(割合※1) (平成24年度)	目標(割合※1) (平成31年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	10,222 トン	9,310 トン	-(8.9%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.03 トン/事業所	1.85 トン/事業所	-(8.9%)
	家庭系 総排出量	30,849 トン	30,851 トン	(0.0%)
	1人当たりの排出量※3	184 kg/人	184 kg/人	(0.0%)
合 計 事業系家庭系排出量合計		41,071 トン	40,161 トン	-(2.2%)
再生利用量	直接資源化量	47 トン (0.1%)	48 トン	(0.1%)
	総資源化量	4,895 トン (11.2%)	6,787 トン	(15.2%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	6,742 MWh	6,742 MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	32,362 トン (78.8%)	31,607 トン	(78.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	6,424 トン (15.6%)	6,259 トン	(15.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし総資源化量の割合は、排出量に集団回収量を加えた総排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=((事業系ごみ総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量))/事業所数

※3 (1人当たりの排出量)=((家庭系ごみ総排出量)-家庭系ごみの資源ごみ量)/総人口

※4 総資源化量は、関係市町が把握している集団回収量・拠点回収量を含む

《指標の定義》

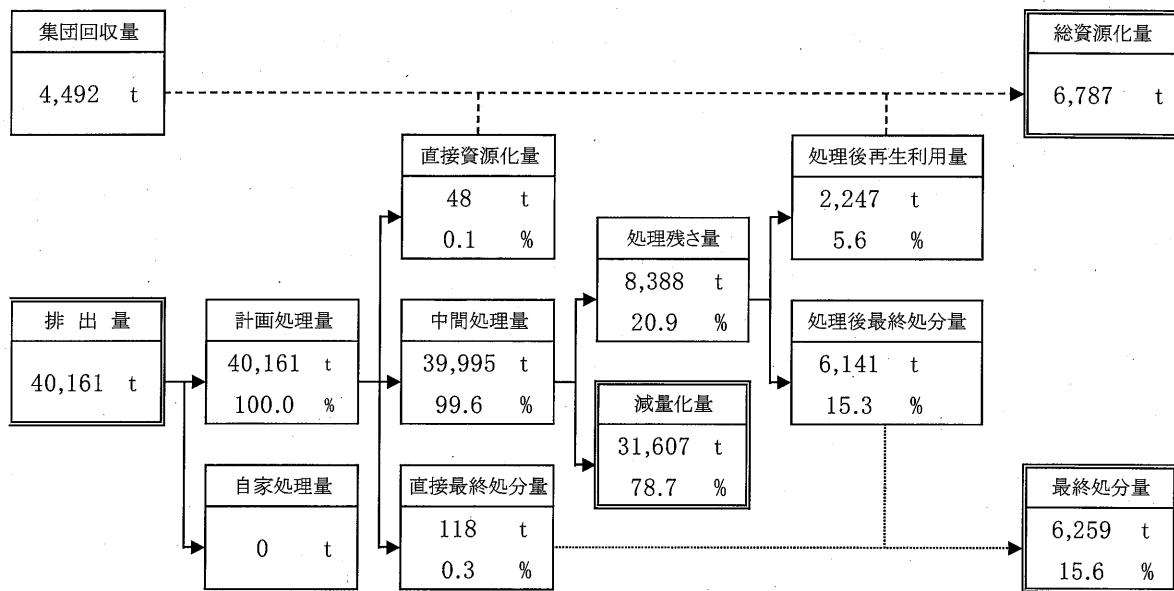
排出量：事業系ごみ、家庭系ごみ全体のごみの量(集団回収量は除く。) [単位: トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位:トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位:トン]



※1 総排出量=集団回収量+排出量

※2 中間処理量=焼却量+資源化処理量+粗大ごみ処理量

※3 総資源化量5,770 tには、適正な処理が困難なものとして管理者が指定したもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき指定されたものを除く。)22.3 tを含む。

図 3 目標値達成時の一般廃棄物処理フロー(平成 31 年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 3 生活排水処理の目標

		平成24年度実績	平成31年度目標
処理形態別人口	公共下水道	146,965人(98.1%)	149,065人(99.3%)
	農業集落排水施設等	0人(0%)	0人(0%)
	合併処理浄化槽等	238人(0.2%)	40人(0.01%)
	未処理人口	2,603人(1.7%)	961人(0.6%)
	合 計	149,806人	150,066人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,194.93キロリットル	1,058.5キロリットル
	浄化槽汚泥量	998.93キロリットル	1,095キロリットル
	合 計	2,193.86キロリットル	2,153.5キロリットル

注釈：平成31年度目標割合は端数処理の結果、合計が一致していません。

3 施策の内容

(1) 3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進

ア 有料化

現在、家庭系一般廃棄物のうち、粗大ごみについては、申込制により関係市町において収集手数料を徴収している。また、事業系一般廃棄物については、従量制により課金し、直接納入方式により処理手数料を徴収しているが、一部の許可業者に対する減免制度が適用されている。

今後は、発生抑制及び排出者責任を明確にするため、料金徴収方法及び手数料単価等について検討を行い、費用負担の公平化を図るとともに、事業者に対し、ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及び事業系ごみの排出抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、料金制度の見直しと合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料の設定を検討する。

また、有料化を除く排出抑制施策を実施し、その成果を十分見極めながら、有料化の導入方式やその成果、メリット、デメリット等について先進事例の研究・検討を行う。

イ 環境教育・普及啓発・助成

組合及び関係市町が策定している「一般廃棄物処理基本計画」並びに京都府が策定している「京都府循環型社会形成計画（第2期）」に基づき、次のように取り組む。

(ア) 乙訓環境衛生組合

- ・分別収集の徹底等による3Rの推進に努めるため、搬入されるごみの分別状況について把握し、組合広報紙やホームページを活用して必要な情報を発信する。また、関係市町を通じ、リサイクル関連法の周知に努め、適正処理に向けた分別指導を実施する。
- ・リサイクルフェア等のイベント、リサイクルプラザの各工房教室や組合各施設の施設見学を開催し、ごみの減量化や再資源化への意識啓発や廃棄物の適正な処理についての地域住民等の知識の向上に努める。
- ・関係市町が実施するイベント等での啓発活動への支援に努める。
- ・組合から排出される温室効果ガスの排出状況等に関する情報を発信することにより、ごみの減量やリサイクルの推進が地球温暖化防止に影響を及ぼす等、地球環境保全に関する啓発にも努める。

(イ) 関係市町

- ・減量目標値を達成するため、住民が行うべき具体的な取り組みの推進や、ごみの資源化に対する住民の理解を深める住民参加型イベント(フリーマーケット等)の情報提供等について、広報紙やホームページをはじめ、多種多様な広報ツールを活用した周知徹底に努める。
- ・ごみの発生・排出抑制を図るとともに、住民及び事業者のライフスタイルの変革、リサイクル意識の普及啓発等を充実させる。
- ・組合と連携して、家電リサイクル法など個別リサイクル法の周知に努め、法に基づく適正な資源の循環利用を促進する。
- ・小型家電の資源回収に関しては、他の自治体の取り組みを参考に、組合と連携して回収方法等の検討を進める。
- ・分別精度の向上を図るため、分別の指導・啓発に努める。
- ・ごみ問題の解決には、若年層から環境に配慮する意識を定着させることが重要であるため、循環型社会の形成を目指した環境教育・環境学習を推進していく。
- ・資源回収の活性化及びリサイクルを推進するため、自治会等による集団回収の促進、廃食油の拠点回収の促進など、回収場所や回収業者等の情報提供、広報啓発及び回収用機材の貸与等、協力体制の整備を検討する。
- ・循環型社会に向けてごみ排出抑制・リサイクルに積極的に取り組む(包装紙の簡素化、マイバッグの推奨、リサイクル商品の販売、資源物の回収等)店舗を『ごみ減量推進協力店』として認定し、住民、事業者が一体となったごみ減量を進める。また、刊行物などを通じて、認定を受けた店舗の利用を消費者に推奨し、住民に支持される環境にやさしい店づくりを広めることによって、循環型社会に向けてごみの排出抑制・リサイクルの一層の推進を図る。

ウ 地域環境保全の取り組み

平成24年4月に策定した「第2期乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」において、組合が行う一般廃棄物の処理やリサイクル事業に必要となる電力、燃料などが発生源となる温室効果ガスの削減に取り組む。

エ 生活排水対策

生活排水の処理については、下水道整備が進む中、さらなる生活排水処理の向上を目指し、今後も引き続き生活排水の適正処理に取り組む。また、し尿・浄化

槽汚泥については、公共下水道への排除基準を満たすように調整した上で、乙訓環境衛生組合から大山崎町公共下水道へ排除している。

(2) 処理体制

ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

区域内のごみ処理体制は、昭和54年から全国に先駆けて分別収集体制を整備しており、新たな用地の確保が困難な状況の下、現在の分別収集体制を継続していくが、可燃ごみに混入されている資源物の分別を更に徹底することにより、焼却対象物及び焼却残渣を減少させ、焼却施設及び埋立地の延命化に努める。

イ 体制整備

(ア) 乙訓環境衛生組合

- ・関係市町のごみ収集、減量、資源化施策に合致し、資源化物として排出されたものを適正に再生利用していくために必要となる中間処理体制、再資源化ルートの確保及び関係市町との連携体制等の整備に努める。
- ・排出されたごみを適正に処理するとともに、選別等の中間処理の実施により積極的な再資源化に取り組み、また、焼却処理等により処理するものについても熱回収を行う等、積極的に環境にやさしい処理に取り組む。
- ・現有の焼却施設については、長寿命化計画に基づく基幹的設備の改良を行い、施設の延命化を図る。
- ・現在、焼却灰の大半を委託処分している大阪湾フェニックス処分場への搬入可能量が削減見込みのため、現有処分場の拡張工事を行い、自区域内での継続的な処分場の確保に努める。

(イ) 関係市町

- ・住民、事業者、行政によるごみ減量、ごみ処理等に関する協議の場の設置を検討する等、住民、事業者との協働、連携により、ごみ減量施策等に取り組める体制の整備に努める。
- ・リサイクル活動を率先して行う人材の育成に向けた環境教育の推進やリサイクル活動の紹介などの情報発信による啓発に努める。
- ・ごみの減量化及び資源化を図るため、分別指導員による指導の徹底を図る。

- ・収集、運搬、処分の状況や社会情勢も踏まえて、近隣都市、先進都市事例等も参考に、関係市町にあった分別区分を検討するとともに、資源回収拡大等の際には、状況に応じて継続的に適正な収集運搬が確保されるよう努める。

表 4 乙訓地域各市町村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

向日市		長岡町		大山崎町		今後(H31年度)			
分別区分	処理方法	処理実績等 (トン)		処理施設等		分別区分	処理方法	処理実績等 (トン)	
		一次処理	二次処理	一次処理	二次処理			一次処理	二次処理
燃えるごみ	焼却	10,241	余暖(可燃)	乙訓環境衛生組合 ごみ燃却施設 組合運立地 大阪府海ニシアス	焼却 焼却炉 組合運立地 大阪府海ニシアス	14,047	もえるごみ	焼却	乙訓環境衛生組合 ごみ燃却施設 組合運立地 大阪府海ニシアス
粗大(大型) ごみ	破碎・選別	83	粗大(大型) ごみ	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	破碎・選別 組合運立地	145	粗大ごみ	破碎・選別	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地
その他 不燃物	複合 埋立	240	その他 不燃物	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	埋立 乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	695	その他 不燃物	複合 埋立	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地
資源 ごみ	分別・正 縮	118	空き 缶	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	分別・正 縮	177	資源 カン	分別・正 縮	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地
至・分 別	分別 リサイクル 化	324	空き ビン	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	分別 リサイクル 化	502	資源 ボトル	分別 リサイクル 化	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地
資源 ご み へ 分 別	分別 リサイクル 化	81	ペット ボトル	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	指定法人 リサイクル 化	134	資源 ボトル	分別 リサイクル 化	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地
資源 ご み そ の 他	分別 リサイクル 化	160	その他 プラス チック	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地	指定法人 リサイクル 化	520	容器・ 包装・ チック 類	分別・正 縮	乙訓環境衛生組合 リサイクルプラザ 組合運立地
有 害 ご み	有 害 物 質 委 託	—	15	有 害 物 質 委 託	—	—	有 害 物 質 委 託	—	—
削減措 定	埋立	—	71	削減措 定	埋立	46	削減措 定	埋立	乙訓環境衛生組合 組合運立地
汚泥						0			118

※1 長岡市のスプレー缶・カセットボンベ、大山崎町のスプレー缶については、缶類として受け入れ破碎処理し、壳却している。

※2 大山崎町のガスライターは、燃えるごみ量に含んでいます。

ウ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

関係市町は、多量に排出する事業者を対象として減量化及び再資源化に取組むよう働きかけるとともに、「一般廃棄物減量化計画書」等の作成を求めるなど、事業系一般廃棄物の減量化及び再生利用を図る。

エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、紙屑、木屑、纖維屑の一般廃棄物と分離できないものについて、やむを得ず受け入れている状況にあるが、今後も、一般廃棄物の処理に影響を及ぼさない範囲において、現状の処理体制を継続していく。

オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、長岡市地域の公共下水道事業計画区域外の合併処理浄化槽の整備を進める。

カ その他

平成14年4月から稼働しているごみ焼却施設(3号炉)において、焼却に伴い生じる熱エネルギーを有効活用する「ごみ発電」により発電した電力を、ごみ焼却施設、リサイクルプラザの動力、照明等の一部として活用すると共に、余剰電力については電力会社に売却している。

キ 今後の処理体制の要点

- (ア) 限られた用地内での中間処理体制の拡大は容易ではないことから、現状の分別収集体制を継続するが、資源化率を向上し、残渣量を減量するため、広報紙等を活用した啓発活動に取り組み、分別の徹底に努める。また、社会情勢等の状況により、必要に応じて分別区分を検討する。
- (イ) 事業系一般廃棄物については、排出者に対し、将来的な廃棄物の減量に関する計画書の作成を求める等により、廃棄物の排出抑制及び再資源化の計画的な推進に努める。
- (ウ) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に影響を及ぼさない範囲で、現状の処理体制を継続していく。
- (エ) 現有の焼却施設については、長寿命化計画に基づく基幹的設備の改良を行い、15年程度の延命化を図る。
- (オ) 大阪湾フェニックスの受け入れ状況を踏まえ、処分量の減量に努めるとともに、現有処分場の拡張工事を行い処分場の確保に努める。

(3) 処理施設の整備

ア 本組合の適正な廃棄物処理事業を継続し温室効果ガスの排出抑制のために、表4に示す廃棄物処理施設の基幹的設備の改良を行う。

表 5 整備する処理施設

事業番号	整備施設の種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	ごみ処理施設基幹改良事業 (交付率 1/3)	75t／日 ×3炉	京都府乙訓郡大山崎町	H26～H27
		ごみ処理施設先進的設備導入事業 (交付率 1/2)			H28～H29

(整備理由)

事業番号1 既存処理施設の延命化及び温室効果ガスの排出抑制。

イ 合併浄化槽の整備

長岡京市における、合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表 6 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成24年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	0	6	18	H28～H30
合 計	0	6	18	

(整備理由)

事業番号2 公共下水道区域外地域の合併浄化槽整備

(4) その他の施策

関係市町と連携し次の施策を実施していく。

ア 排出マナーについての指導

適正な分別の徹底を確保するため、排出マナーの悪いステーションについては、当該ステーションを使用している住民に対し、啓発や指導の徹底を図る。

イ 資源の利用促進

リサイクルプラザの再生工房を活用することにより、住民参加による廃棄物の再生再利用の促進を図る。

ウ 最終処分の将来計画

平成3年度から参画しているフェニックス計画は、平成39年度までの計画であることから、平成40年度以降を見据え、最終処分量の削減に努めるとともに、広域での最終処分場整備に向けて検討をしていく。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

関係市町が既に策定している地域防災計画及び今後策定を予定している災害廃棄物処理計画を基に、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図ると共に、周辺地域との連携体制を構築する。

表 7 組合における災害廃棄物仮置場(候補地)

名 称	面 積(m ²)	所 在 地
勝竜寺埋立地	43,095.13	長岡京市勝竜寺下長黒1-1
旧長黒埋立地	9,654.01	長岡京市勝竜寺長黒1

オ 不法投棄対策

不法投棄に対するパトロールを関係市町、警察等と協力して実施するとともに、広報やパンフレットで適正な処理についての協力を住民に呼びかけ、住民の意識向上を図り、不法投棄の防止に努める。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本計画は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び京都府と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、必要

に応じ計画の修正を行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、目標値の達成状況等により計画の事後評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、その結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変動を踏まえ、必要に応じ計画の修正を行う。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1 地域の概要		2 一般廃棄物の処理量、再生利用の現状と目標		3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定	
(1)地域名	乙訓地域	(2)地域内人口	149,556 人	(3)地域面積	32.86 km ²
(4)構成市町村等名	向日市、長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合	(5)地域の要件	(人口) 面積 沖縄 琉球 奄美 豊雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に二部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況		①組合を構成する市町村：向日市、長岡京市、大山崎町 ②設立年月日：昭和39年6月17日			

2 一般廃棄物の処理量、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量にに対する割合）				目標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	10,463	10,233	10,244	10,461	10,222
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.08	2.04	2.04	2.08	2.03
	家庭系 総排出量(トン)	33,741	31,602	31,968	31,310	30,849
再生利用率	1人当たりの排出量(kg/人)	201	188	185	186	184
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	44,204	41,835	41,612	41,771	41,071
熱回収量	直接資源化量(トン)	54	49	54	48	47
	総資源化量(トン)	5,129	5,040	4,982	5,005	4,895
	燃焼回収量:熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	6,250	6,331	6,732	6,969	6,742
中間処理による減量化量	減量化量:中間処理前後の差(トン)	34,631	32,608	32,632	32,640	32,362
	最終処分量:埋立最終処分量(トン)	7,100	6,839	6,572	6,816	6,424

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別添1)

施設種別	事業主体	現有施設の内容		更新、廃止、新設の内容						備考	
施設種別	事業主体	型式及び処理方式	補助の有無	開始年月	更新、廃止予定年月	安否、廃止理由、解散理由	型式及び処理方式	新設工事予定年月	処理能力(単位)	備考	
マテリアリサイクル推進施設	PETボトル正縮緼包組合	有	1.8t／日(5h)	H23.4	—	—	—	—	—	—	
熱回収施設	組合	ストーカー式焼却炉	有	75t／日×2炉 75t／日×1炉	H07.4 H14.4	平成30年3月	延命化、CO2削減	ストーカー式焼却炉	平成30年3月	75t／日×3炉	
容器包装リサイクル推進施設	組合	破碎選別方式	有	46t／5h	H10.4	—	—	—	—	—	
容器包装リサイクル推進施設	その他プラスチック圧縮箱包組合	有	9.3t／5h	H13.4	—	—	—	—	—	—	
最終処分場	組合	管理型外分場	有	318,100m ³	S55.12	—	—	—	—	—	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付した。(別添2)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状				目標
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総人口	149,167	149,301	149,207	148,880	149,806
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	144,673 97.0%	144,654 96.9%	145,119 97.3%	146,965 98.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	25 0%	453 0.3%	415 0.3%	447 0.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	4,469	4,194	3,673	3,387
				2,603	2,603
				961	961

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別添5)

5 浄化槽の整備の状況と新規、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基 数	處理人口	開始年月	基 数	處理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	長岡京市	0	0	平成28年4月	6	18	平成30年度	開始年月：浄化槽整備事業を開始する年月

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付した。(別添6)

様式2

循環型社会形成推進交付金事業等実施計画総括表2（平成25年度）

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)						交付金対象事業費(千円)	備考		
					平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 26年度				
○廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業並びに廃棄物処理施設への先進的設備導入事業					5,940,000	594,000	1,782,000	1,782,000	0	0	2,550,000	255,000	765,000	
ごみ処理施設基幹改良事業 (交付率1/3)	1	組合	225	t/日	H26	H27	2,376,000	594,000	1,782,000	0	0	1,020,000	255,000	765,000
ごみ処理施設先進的設備導入事業 (交付率1/2)	1	組合	225	t/日	H28	H29	3,564,000	0	0	1,782,000	1,782,000	0	0	0
○浄化槽に関する事業							1,992	0	0	664	664	1,992	0	0
浄化槽設置整備事業	2	長岡京市	6	基	H28	H30	1,992	0	0	664	664	1,992	0	0
合計							5,941,992	594,000	1,782,000	1,782,664	1,782,664	664	2,551,992	255,000
												664	664	664

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間 交付期間 開始 終了		交付金必要の要否	事業計画					備考
					平成 26年度	平成 27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度			
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化の検討	有料化を除く排出抑制施策を実施し、その成果を十分見極めながら、有料化の導入方式やその成果、メリット、デメリット等について先進事例の研究・検討を行う。	関係市町	H26	H30							
	12	環境教育、普及啓発	実績の情報発信、啓発活動への支援、施設見学の充実	組合	H26	H30							
			住民参加型イベントの情報提供、若年層への環境教育・環境学習の推進、集団回収・拠点回収の促進、「ごみ減量推進協力店」の認定と利用の促進。	関係市町	H26	H30							
	13	リサイクル関連法の周知	家電リサイクル法をはじめとするリサイクル法に基づく処理の普及啓発	組合	H26	H30							
			小型家電製品の回収方法等の検討	関係市町	H26	H30							
	14	分別精度の向上	分別指導を徹底し、資源回収の向上に努める	関係市町	H26	H30							
処理施設の整備に関するもの	1	ごみ処理施設基幹改良事業	延命化のための基幹的設備の改良工事	組合	H26	H27	○						
		ごみ処理施設先進的設備導入事業	二酸化炭素排出抑制のための先進的設備の導入工事	組合	H28	H29	○						
	2	合併浄化槽整備	公共下水道計画区域外地域に、合併浄化槽の普及を図る。	長岡京市	H28	H30	○						
その他	51	排出マナーの指導	排出マナーの悪いステーションについては、当該ステーションを使用している住民に対し、啓発や指導の徹底を図る。	関係市町	H26	H30							
	52	資源の利用促進	リサイクルプラザの再生工房活用の促進を図る。	組合	H26	H30							
	53	最終処分の将来計画	最終処分量の削減に努めるとともに、平成40年以降の広域での最終処分場整備を含めた用地確保について検討していく	組合	H26	H30							
	54	災害時の廃棄物処理体制の整備	処理体制を維持する。	関係市町	H26	H30							
	55	不法投棄対策	パトロール、相談業務、ボランティア支援を強化する。	関係市町	H26	H30							

【参考資料様式 2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	乙訓環境衛生組合		
(2) 施設名称	ごみ焼却施設		
(3) 工期	全体工期：平成26年度～平成29年度 ごみ処理施設基幹改良事業(交付率1/3)：平成26年度～平成27年度 ごみ処理施設先進的設備導入事業(交付率1/2)：平成28年度～平成29年度		
(4) 施設規模	処理能力 75t／日 × 3炉		
(5) 形式及び処理方式	ストーク式全連続焼却処理方式		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無	有	(発電効率約 12%) 無
	2. 熱回収の有無	有	(熱回収率 11%) 無
(7) 地域計画内の役割	多量のエネルギーを使用する焼却施設において、平成25年度に策定した長寿命化計画に基づき、老朽化した現施設に対して地球温暖化対策に資する基幹的設備改良を実施するとともに、長寿命化を目指した基幹的改良及び二酸化炭素排出抑制するための先進的設備導入を実施する。CO ₂ の削減率は3%以上とする。		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	無	

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	5,940,000千円
------------	-------------

【参考資料様式5】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	長岡京市				
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業				
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、公共下水道計画区域外地域を、浄化槽設置整備事業で整備を行う。				
(4) 事業期間	平成28年度～平成30年度				
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道計画区域外地域				
(6) 事業計画額	交付事業費 1,992千円 ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費	(整備計画人口 18人分) うち	うち	千円	千円

○交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

※個人設置型都市町村世帯型を明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

人槽区分	交付対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	6基(18人分)	基	1,992千円	1,992千円	1,992千円
6～7人槽	基(人分)	基			
8～10人槽	基(人分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基(人分)	基			
計画策定調査費					
合 計	6基(18人分)		1,992千円	1,992千円	1,992千円

○ 事業対象地域が「地域的・効率的である地域」の場合経済性・効率性の比較

（複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること）

市町村総人口

市町村世帯数

対象地域人口

対象地域世帯数

	総建設費	1年当たり建設費	1年当たり維持管理費	1年当たりコスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

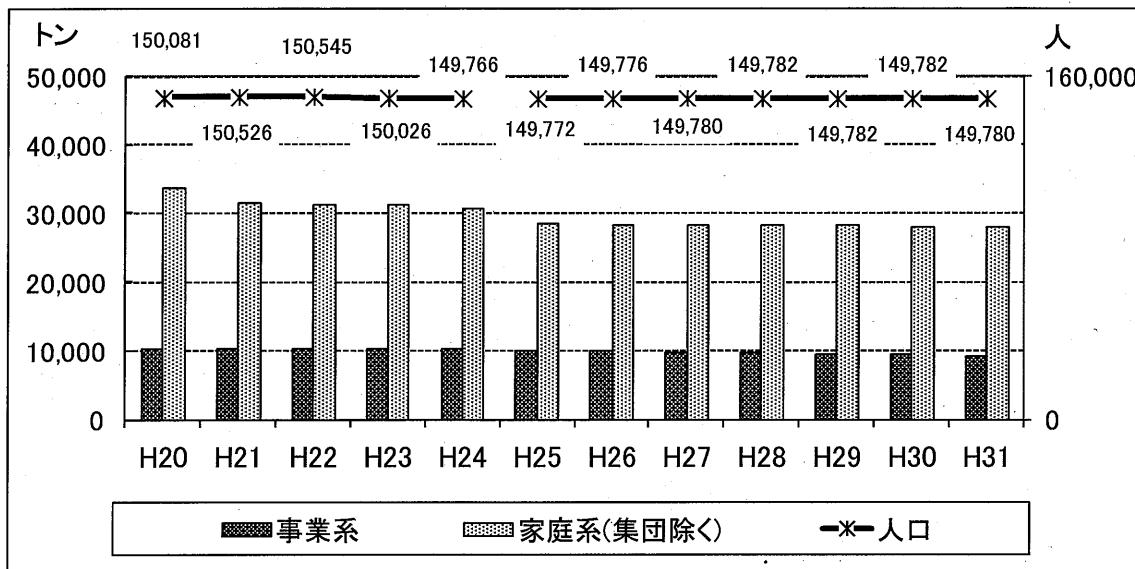


図3 排出量と人口推移の関係(地域全体)

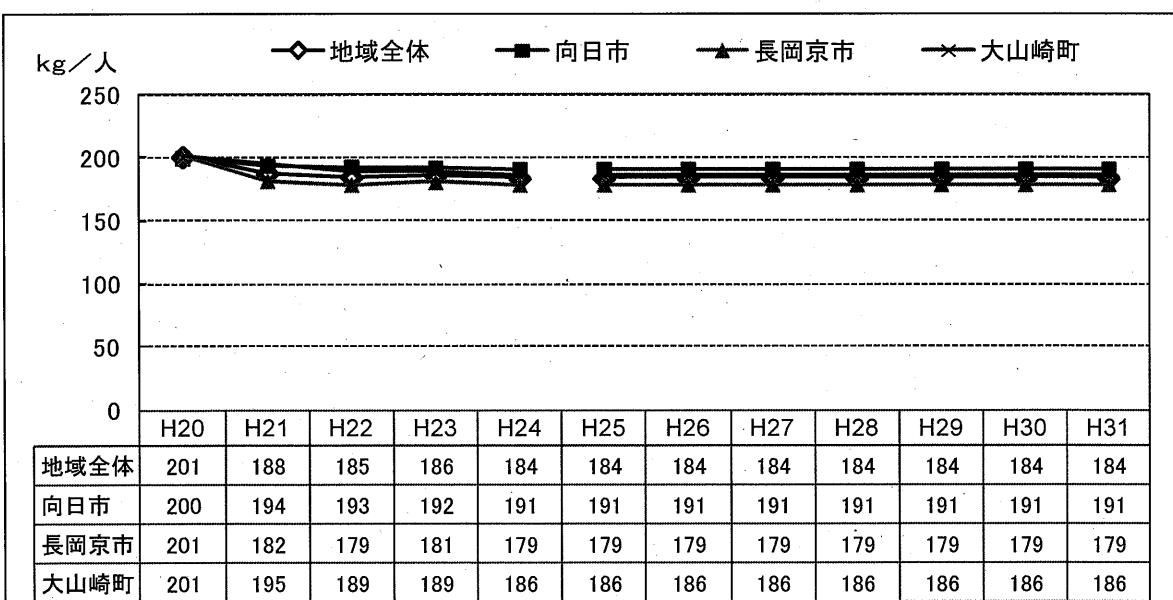


図4 家庭系1人当たりの排出量(集団回収、資源ごみを除く)の推移

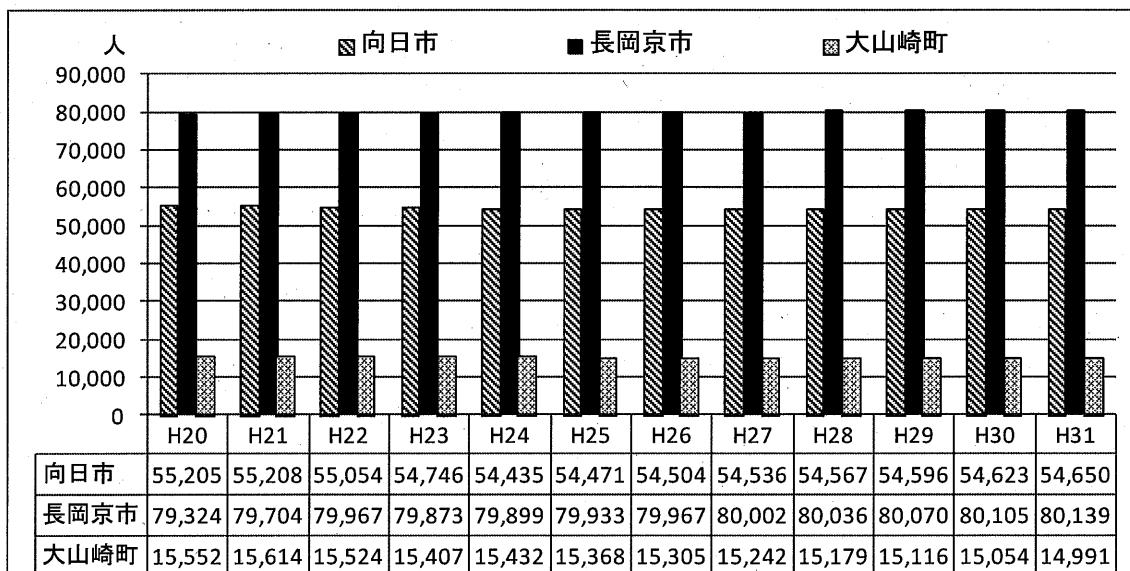


図5 人口の推移

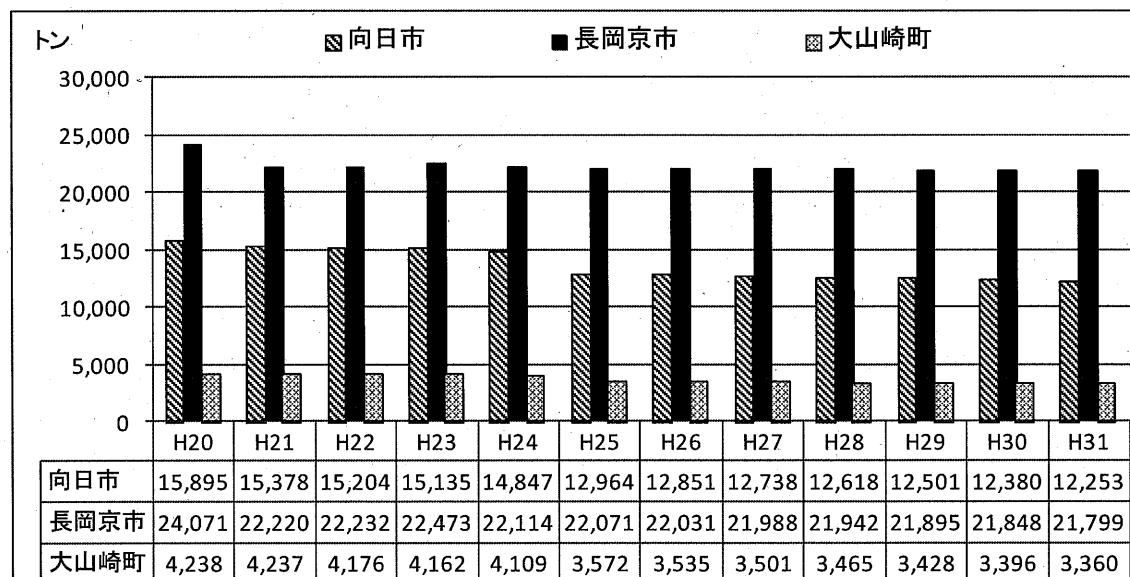
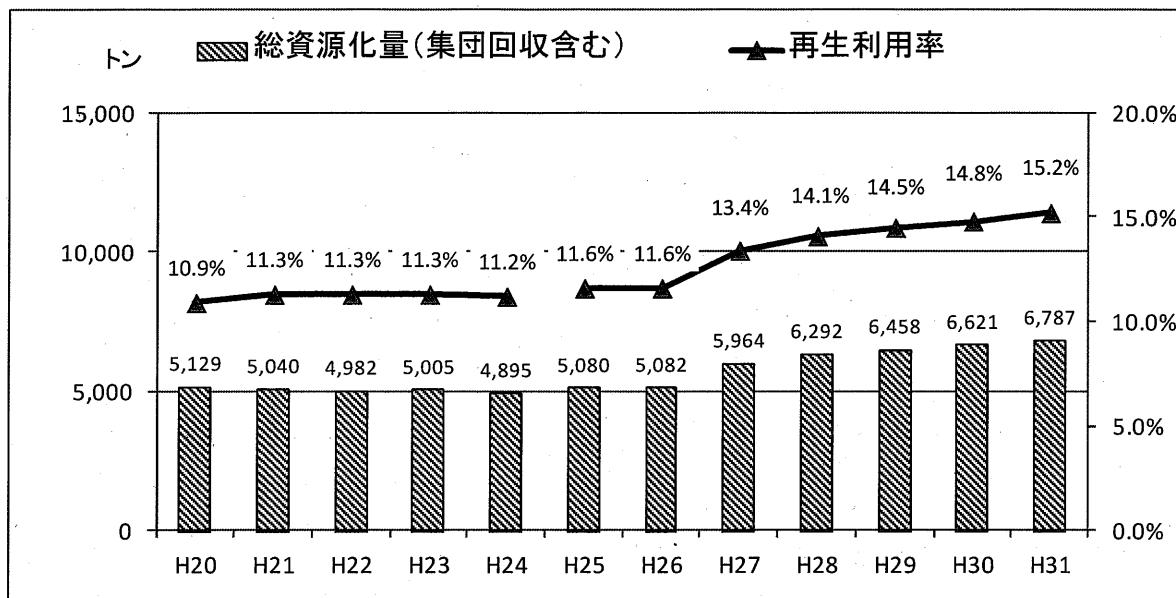
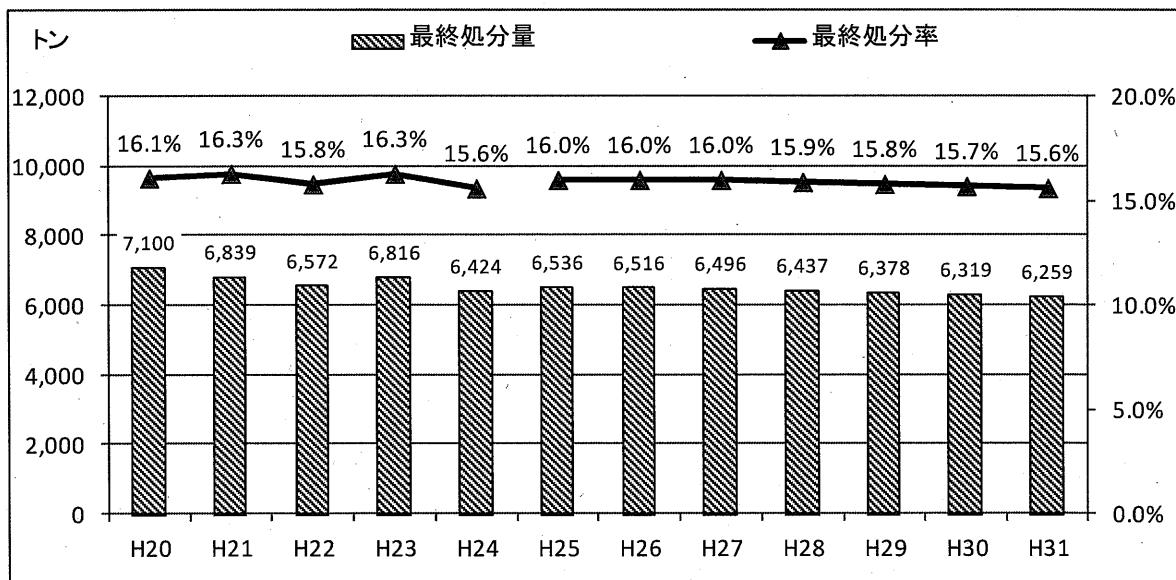


図6 排出量(集団回収を除く)の推移



※再生利用率=総資源化量 ÷ (排出量+集団回収量) × 100

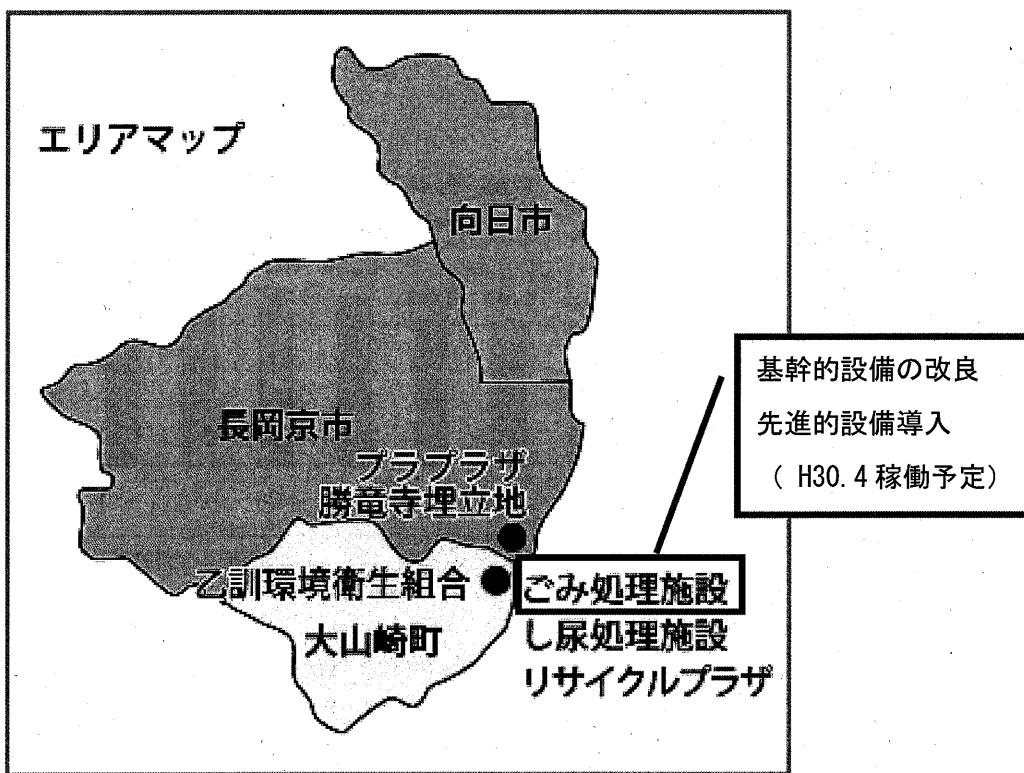
図7 資源化量の推移(地域全体)



※最終処分率=最終処分量 ÷ 排出量 × 100

図8 最終処分量の推移(地域全体)

地域内の施設の現況と予定（位置図）



現有処理施設の概要

【熱回収施設（焼却処理施設）】

施設名稱	ごみ処理施設
施設所管	乙訓環境衛生組合
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番
処理方式	ストーク式
処理能力	225 t / 日 (75 t / 24 h × 3 炉)
建設年度	(1・2号炉) 着工：平成4年8月 竣工：平成7年3月 (3号炉) 着工：平成11年7月 竣工：平成14年3月

【資源・粗大ごみ処理施設】

施設名稱	リサイクルプラザ（資源ごみ処理設備・粗大ごみ処理設備）
施設所管	乙訓環境衛生組合
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番
処理方式	カン処理設備：選別・圧縮 ピン処理設備：選別 粗大・不燃ごみ処理設備：破碎・選別
処理能力	カン処理設備：5.6 t / 5 h ピン処理設備：8.4 t / 5 h 粗大・不燃ごみ処理設備： 32.0 t / 5 h
建設年度	着工：平成8年8月 竣工：平成10年3月

【マテリアルリサイクル施設】

施設名稱	プラプラザ (プラスチック製容器包装廃棄物圧縮梱包施設、ペットボトル処理施設)
施設所管	乙訓環境衛生組合
所在地	京都府長岡京市勝竜寺下長黒 1-1
処理方式	選別・圧縮・梱包
処理能力	その他プラスチック類処理設備 : 9.3 t / 5 h、 ペットボトル処理設備 : 1.81 t / 5 h
建設年度	その他プラスチック類処理設備 着工：平成12年6月 竣工：平成13年3月 ペットボトル処理施設設整備 着工：平成22年6月 竣工：平成23年3月

【最終処分場】

施設名	勝竜寺埋立地
施設所管	乙訓環境衛生組合
所在地	京都府長岡京市勝竜寺下長黒1番
埋立対象物	焼却残渣、選別後不燃物、側溝清掃汚泥
計画埋立量	318,100m ³
残余容量	71,290.46m ³ (平成25年3月現在)
埋立開始年度	昭和55年12月

【し尿処理施設】

名稱	乙訓環境衛生組合し尿処理施設	
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番	
処理能力	20KL/日	し尿 10KL/日
		浄化槽汚泥 10KL/日
処理形態	受入・前処理・希釀・投入	
整備年度	着工	平成18年5月(改造工事)
	竣工	平成19年3月(改造工事)
試験開始	平成19年4月	
建築面積	1,336.62 m ²	
延床面積	2,470.21 m ²	

分別区分説明資料

【向日市】

分類		内容
燃えるごみ		台所のごみ、紙くず、木くず、汚れたビニール袋、食用油の容器、革靴、鞄、カセットテープ等
資源物	空缶	空缶類全般（スプレー缶はガス抜きをする）
	空ビン	空ビン類全般（キャップは取る）
	ペットボトル	飲料、酒類、調味料用でリサイクルマーク付き
	その他のプラスチック	レジ袋、ボトル類、トレイ・カップ類、キャップ類、発泡スチロール、お米などのポリ袋
	その他の不燃物	鍋・やかん等の金属製品、植木鉢・陶器類、電球、耐熱ガラス・ガラスビン以外のガラス、ラジオ等小型電化製品、金属製のキャップ
	有害ごみ	筒型乾電池、蛍光灯
粗大ごみ		家具、レジャー用品、日用品等

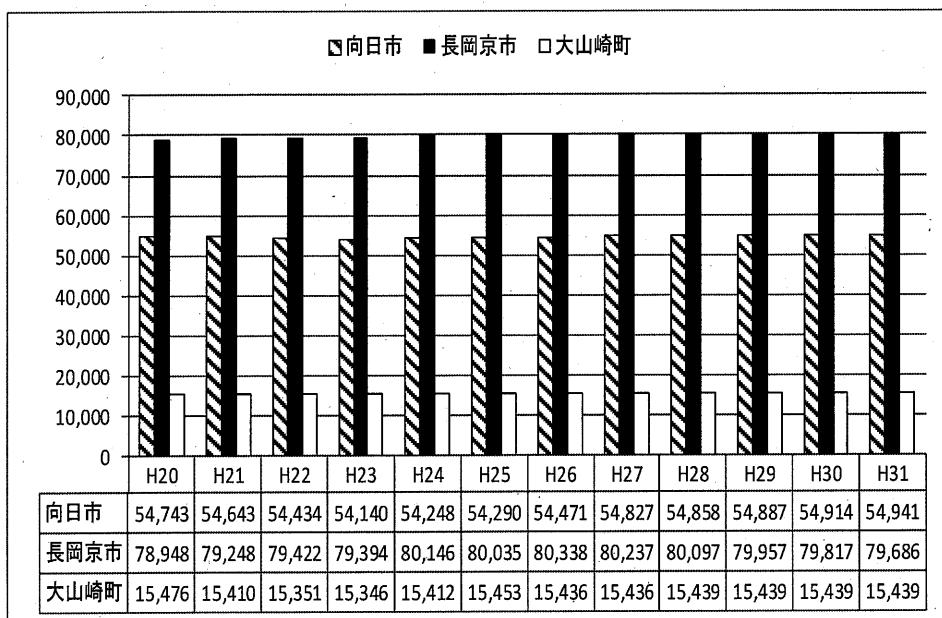
【長岡京市】

分類		内容
家庭ごみ（可燃）		台所から出るごみ、紙くず、プラスチック製品、革靴、鞄、布類、紙おむつ（汚物除く）、サッカーボール、使い捨てカイロ等
資源ごみ	空きカン	飲料、菓子、海苔などの缶類
	スプレー缶・カセットボンベ	
	空きビン	無色、茶色、他の色
	ペットボトル	PETマークの付いているもの
	その他の不燃物	金属類、陶磁器類、ガラス製品
	その他のプラスチック	レジ袋、ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ袋、ラップ類、容器包装用発泡スチロール
	廃蛍光灯	直管型、環型、コンパクト球
	廃筒型乾電池	筒型乾電池
粗大（大型）ごみ		再利用できない家具類、電化製品（家電5品目を除く）

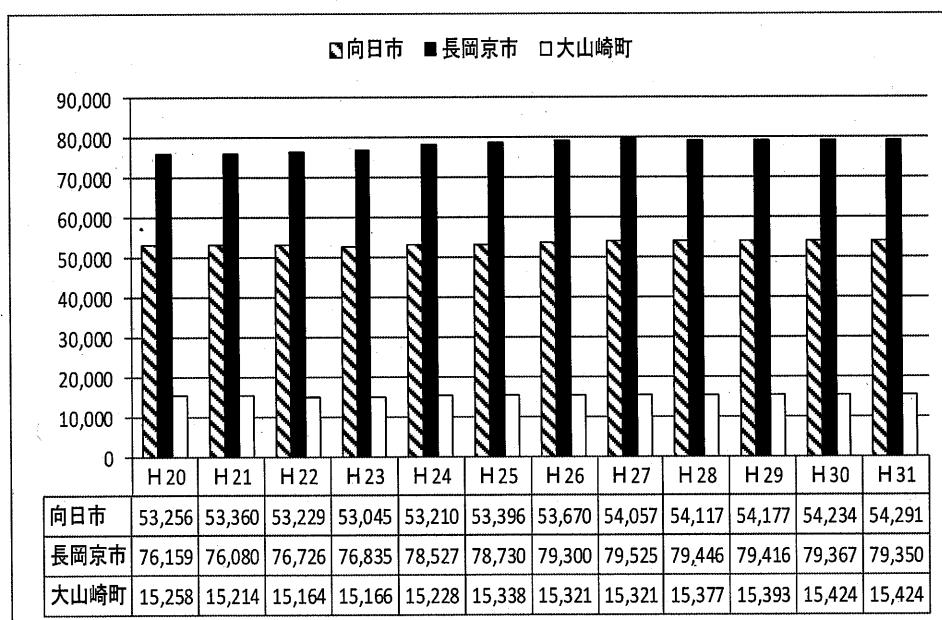
【大山崎町】

分類		内容
もえるごみ		台所のごみ、紙くず、木くず、汚れたビニール袋、食用油の容器、革靴、鞄、カセットテープ等
資源ごみ	容器・包装プラスチック類	スーパーの袋、シャンプー等の容器、食品のカップ、ペットボトルのキャップ
	カン	飲料用カン、菓子・缶づめ等の空きカン類
	ビン	飲料用ビン、その他ビン類
	ペットボトル	飲料、酒類、調味料用でリサイクルマーク付き
	その他の不燃物	
	スプレー缶・ガスライター	スプレー缶類、使い捨てライター
	有害ごみ	筒型乾電池・蛍光灯
粗大ごみ		家具、レジャー用品、日用品等

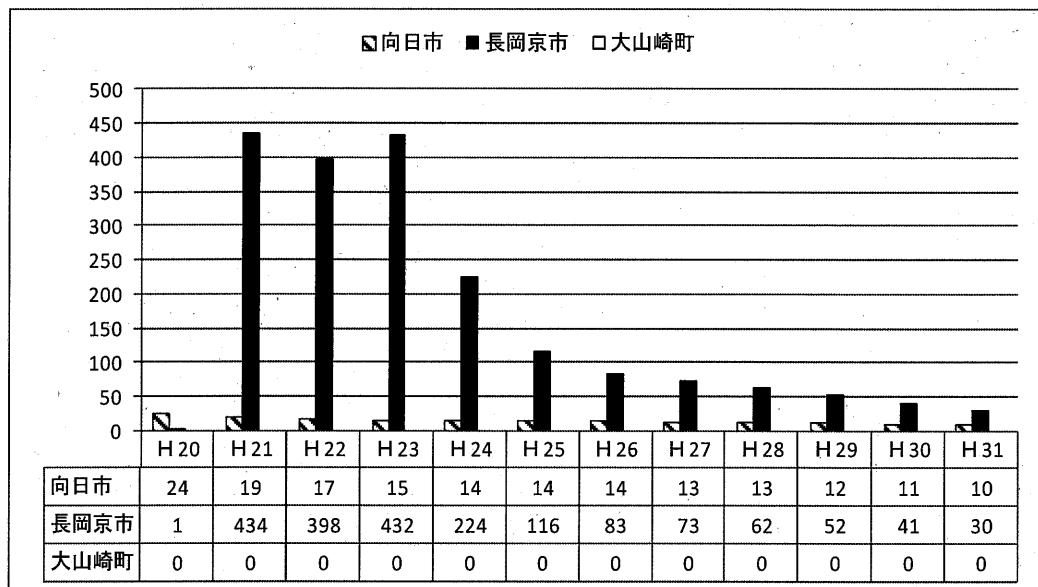
生活排水処理の現状と目標



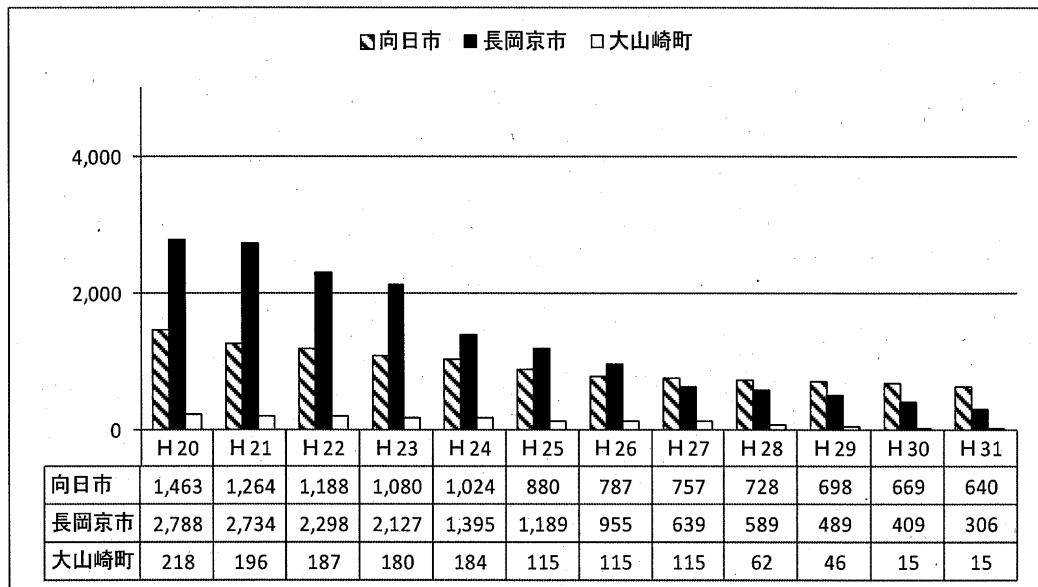
人口の推移



公共下水道



合併処理浄化槽等



未処理人口

別添 6



